

## 審議会等の概要

審議会等の名称	古河市男女共同参画推進会議
設置の根拠法令	古河市男女共同参画推進条例第16条
設置年月日	平成21年4月1日
主な審議内容	<p>男女共同参画の推進を図るため、次の事項を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画推進計画の推進状況の点検及び評価に関すること。</li> <li>2 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。</li> <li>3 男女共同参画の推進に関する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。</li> <li>4 市と協働して参画推進施策を実施する。</li> </ol>
会議の開催予定	随時
委員の任期	令和7年3月31日まで（2年）
委員数(定数)	15人（15人以内）
委員の職及び氏名	<p>会長 稲葉 茂          副会長 岡部 里子          委員 秋葉 邦之          委員 五十嵐 ひろ美          委員 遠藤 京子          委員 大里 ひろみ          委員 大塚 忍          委員 荻野 美恵子          委員 楠田 和仁          委員 佐藤 宏幸          委員 関 良江          委員 鶴見 嘉恭          委員 並木 淳一          委員 深田 雄二          委員 山本 英代</p>
問合せ先 (事務局)	古河市役所 市民部 人権推進課 TEL 0280-92-3111（内線2437）
備考	